

年 月 日

様

公益財団法人みらい芸術・文化基金
理事長 山田雅裕

助成金交付内定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については、下記のとおり交付することに内定いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 助成の対象事業

2. 助成金交付内定額

(注)

①助成金交付申請内容の変更等

助成金交付申請内容を変更する場合（軽微な場合は除く）、または中止(廃止)しようとする場合は、直ちに届出てください。また、事業完了後1ヶ月以内かつ助成年度の2月末までに助成事業実績報告書(様式第4号)を提出ください。

②その他

収支決算の結果、助成対象経費が申請時より減少した場合などは、交付内定額が減額変更となることがあります。

以上